

令和5年度近江八幡市一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

1. 一般廃棄物（生活排水）の排出状況

- (1) 処理区域 近江八幡市全域
- (2) 計画処理区域内の人口 82,160人
 - (内訳)
 - 下水道処理人口 62,118人
 - 農業集落排水人口 599人
 - 浄化槽人口（単独処理浄化槽含む） 16,465人
 - 汲み取り人口 2,978人
 - 自己処理人口 0人
- (3) 実施期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. 基本方針

- (1) 下水道整備の推進及び接続率の向上
- (2) 合併処理浄化槽整備の推進
- (3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理
- (4) 啓発活動の推進

3. 一般廃棄物（生活排水）の処理主体

- (1) 下水道：流域下水道 湖南中部浄化センター、
沖島特定環境保全公共下水道 沖島浄化センター（近江八幡市）
- (2) 農業集落排水：大中西部、佐波江処理場（近江八幡市）
- (3) 浄化槽汚泥
 - 収集・運搬
 - 近江八幡地域：市委託業者（株）日吉
 - 安土地域：浄化槽汚泥（市許可業者）
（有）スギモト、（有）湖東衛生社、（株）日吉、八日市清掃（株）
 - 最終処分
 - 三重中央開発（株）三重事業所（脱水汚泥）
- (4) し尿
 - 収集・運搬
 - 近江八幡地域：市委託業者（株）日吉
 - 安土地域：市委託業者：指定区域制
 - 区域1：（有）スギモト
 - 区域2：（有）湖東衛生社
 - 区域3：（株）日吉
 - 区域4：八日市清掃（株）

○中間処理

第1クリーンセンター

○最終処分

琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター（処理水）

滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地

4. 処理計画

(1) し尿・浄化槽汚泥収集運搬計画

- | | | |
|-------------|-----------------------------|---------------------------------|
| ①廃棄物の量（予定量） | 《し尿》 | 5,313kl |
| | 《浄化槽汚泥》 | 14,611kl |
| | 合計 | 19,924kl |
| ②収集計画 | し尿 | 沖島を除く近江八幡市全域
（但し、下水道加入世帯を除く） |
| | 浄化槽汚泥 | 沖島を除く近江八幡市全域
（但し、下水道加入世帯を除く） |
| ③収集回数 | し尿 | 各戸 月1回 |
| | ※安土地域は戸別設定（年1回～48回又は複数年に1回） | |
| | 浄化槽汚泥（全域） | 各戸 年1回又は2回程度 |
| ④収集方法 | バキューム車による訪問収集 | |
| ⑤搬入先 | 第1クリーンセンター | |
| ⑥収集日程 | し尿 | 別添日程表による |
| | 浄化槽汚泥 | 維持管理計画による戸別日程 |

5. し尿・浄化槽汚泥処理計画（近江八幡市全域対象）

(1) 生し尿等

施設名	第1クリーンセンター
所在地	近江八幡市津田町18番地3
処理方式	生物学的脱窒処理方式（回分式処理方式）
汚泥処理	脱水（+場外搬出・埋立）
脱臭処理	酸洗浄+アルカリ洗浄+活性炭吸着
処理能力	100kl/日

(2) 脱水汚泥

施設名	三重中央開発(株)三重事業所
所在地	三重県伊賀市予野4713番地
処理方式	埋立
残余能力	7,100,000m ³

6. 浄化槽清掃業許可及び一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業許可

許可期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

(1) 近江八幡地域（浄化槽清掃業許可のみ）

許可番号	業者名
八幡許11	(株)日吉

(2) 安土地域

許可番号	業者名
安土許11	(株)日吉
安土許12	八日市清掃(株)
安土許13	(有)湖東衛生社
安土許14	(有)スギモト

7. 一般廃棄物処分業許可

許可期間 令和 4 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

許可番号	業者名
近八第1号	(株)日吉

8. 最終処分の方法

第1クリーンセンターで中間処理後の処理水については、近江八幡市公共下水道へ投入し、琵琶湖流域下水道を経て湖南中部浄化センターで処理。

また、処理過程で発生する脱水汚泥は、三重中央開発(株)三重事業所の最終処分場で埋立処理。